

運営規程

福祉用具のリリーフ運営規程

（事業の目的）

第1条 富田ケアセンター有限会社が開設する福祉用具のリリーフ（以下「事業所」という。）が行う福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の事業の目的は、次のとおりとする。

- 一 福祉用具貸与 利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ること。
- 二 介護予防福祉用具貸与 利用者の生活機能の維持、改善を図るとともに、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援すること。

（運営の方針）

第2条 福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行うものとする。

2 介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 事業所は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与するものとする。

4 事業所は、自らその提供する福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 福祉用具のリリーフ
- 二 所在地 岡山県倉敷市玉島乙島7190-5

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所の従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤1人、併設の特定福祉用具販売の管理者と兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 福祉用具専門相談員 2人以上
福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

二 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

（福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供方法）

第6条 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次に掲げる方法によるものとする。

- 一 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料の額、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
- 二 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
- 三 利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
- 四 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。
- 五 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。
- 六 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を、利用者に提供するものとする。

（取り扱う種目）

第7条 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------------------|
| 一 車いす | 八 スロープ |
| 二 車いす付属品 | 九 歩行器 |
| 三 特殊寝台 | 十 歩行補助つえ |
| 四 特殊寝台付属品 | 十一 認知症老人徘徊感知機器 |
| 五 床ずれ防止用具 | 十二 移動用リフト（つり具の部分を除く） |
| 六 体位変換器 | 十三 自動排泄処理装置 |
| 七 手すり | |

（利用料その他費用の額）

第8条 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は別紙のとおりとし、当該指定福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

なお、利用期間に暦月による一月に満たない端数がある場合の算定方法は、次のとおりとする。

- 一 福祉用具貸与の開始月と中止月が同一である場合については、一月当たりの利用料の額とする。
 - 二 福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び当該中止月は半月単位の計算を行う。
- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
- 一 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに40円。
 - 二 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用として、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、倉敷市、浅口町、里庄町、矢掛町の区域とする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 二 虐待防止のための指針を整備
- 三 従業者に対し、虐待を防止するための研修の実施（年一回以上）
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（衛生管理等）

第11条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
 - 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（職場におけるハラスメントの防止）

第12条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲

を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（身体拘束の禁止）

第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2. 事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3. 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次にあげる措置を講ずる。

一 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施（年一回以上）

（業務継続計画の策定等）

第14条 事業所は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（非常災害対策）

第15条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火器・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする

2. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする

（掲示）

第16条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に質すると認められる重要事項を書面掲示することに加え、ホームページや情報公開ケアシステム等のインターネット上で情報の閲覧ができるよう掲載・公表する

（その他運営に関する重要事項）

第17条 事業所は、事業所の従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
 - 5 事業所は、福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとする。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、富田ケアセンター有限会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、令和4年12月1日から施行する。
- この規程は、令和5年3月15日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。

運営規程

福祉用具のリリーフ運営規程 (特定福祉用具販売)

(事業の目的)

第1条 富田ケアセンター有限会社が開設する福祉用具のリリーフ（以下「事業所」という。）が行う特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業の目的は、次のとおりとする。

- 一 特定福祉用具販売利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ること。
- 二 特定介護予防福祉用具販売 利用者の生活機能の維持、改善を図るとともに、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援すること。

(運営の方針)

第2条 特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行うものとする。

- 2 特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業所は、自らその提供する特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 福祉用具のリリーフ
- 二 所在地 岡山県倉敷市玉島乙島7190-5

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所の従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤1人、併設の福祉用具貸与事業所の管理者と兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 福祉用具専門相談員 2人以上
福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

二 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

（特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供方法）

第6条 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次に掲げる方法によるものとする。

- 一 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料の額、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
- 二 販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
- 三 利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
- 四 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

（取り扱う種目）

第7条 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------|-----------|----------|
| 一 腰掛便座 | 六 歩行補助杖 | （選択制の種目） |
| 二 自動排泄処理装置の交換可能部品 | 七 歩行器 | （選択制の種目） |
| 三 入浴補助用具 | 八 固定用スロープ | （選択制の種目） |
| 四 簡易浴槽 | | |
| 五 移動用リフトのつり具の部分 | | |

（販売費用その他費用の額）

第8条 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を提供した場合の販売費用の額は別紙のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに40円。
- 二 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用として、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、倉敷市、浅口市、里庄町、矢掛町の区域とする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 二 虐待防止のための指針を整備
- 三 従業者に対し、虐待を防止するための研修の実施（年一回以上）
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（衛生管理等）

第11条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（職場におけるハラスメントの防止）

第12条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（身体拘束の禁止）

第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない

2. 事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する

3. 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次にあげる措置を講ずる

- 一 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する
- 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施（年一回以上）

（業務継続計画の策定等）

第14条 事業所は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

2 事業所は、従業員の対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（非常災害対策）

第15条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火器・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする

2. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする

（掲示）

第16条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に質すると認められる重要事項を書面掲示することに加え、ホームページや情報公開ケアシステム等のインターネット上で情報の閲覧ができるよう掲載・公表する

（その他運営に関する重要事項）

第17条 事業所は、事業所の従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 年1回

2 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所の従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

5 事業所は、福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、富田ケアセンター有限会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和４年１２月１日から施行する。

この規程は、令和５年３月１５日から施行する。

この規程は、令和６年４月１日から施行する。